

相続手続き 進む効率化

相続手続きの効率化が進んでいるようです。どのようなものが進められているのでしょうか。以下に3つ記載させていただきます。



預貯金口座管理制度 (2025年3月末ごろから稼働)

- ・本人の希望で口座とマイナンバーを紐付けが可能 (H30.1から既に開始)
- ・本人の希望で金融機関へマイナンバーを届け出た際、他の金融機関へまとめて付番が可能
- ・マイナンバー付番口座は相続発生後、相続人へ口座情報を一括して通知が可能に

新たな制度

預貯金者の氏名、住所及び生年月日等により本人確認を行う



注)「国民が番号を金融機関に告知する義務」は規定しない。

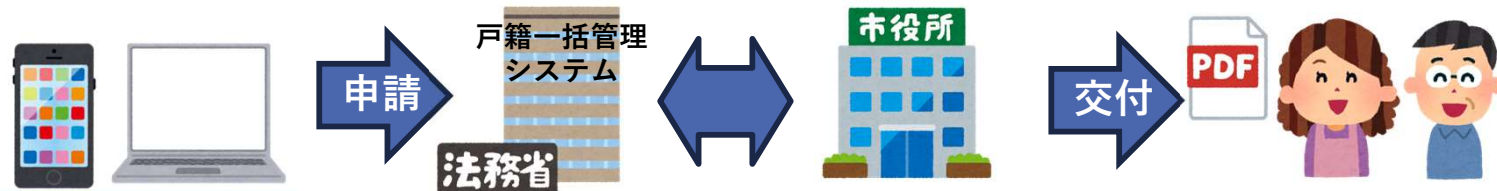
デジタル庁「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理」

所有不動産記録証明制度 (2026年2月から稼働)

- ・不動産登記名義人の住所と氏名によって所有不動産を全国的に一括して調査
- ・調査結果に基づき、名義人分の所有不動産記録証明書が交付される

相続手続きのデジタル化 (2024年中に方針決定)

現在、相続手続き時に自治体窓口で書面交付している原戸籍や戸籍謄本を将来的にPDFにて電子交付。申請はパソコンやスマートフォンなどから可能となる予定



先日、東京へTKCの入会研修に行ってきました！
 TKCは会計ソフトの会社なのですが教育活動にも力を入れられており、入会時には研修を受けることが必須となります。毎月されているとのことでしたが、私が受けた入会研修にも全国から70名程度が来られており、改めて規模の大きさに驚かされました。研修が終わればその後は楽しみな会食です笑 色々な方と交流することができ、良い研修となりました。(写真は会食後に行ったバーでのものです)